

戦前の中等教員養成システムとその問題点

都 築 亨

— Problem on The System of Teacher Education Before The War —

Toru TSUZUKI

1 問題の所在

いま、学校そして教師の在り方がいたる所で注目されている。一方では学校それ自体がその存在を強く問われて、もはや“学校”は急激な現在の時代の流れについてゆけなくなっているのではないかと、あるいは、学校教育の内実が崩壊寸前にあるとされて、あらゆる方面から批判の矢面に立たされ、いま、教師もその能力を疑われかねない場面にしばしば遭遇し、その一方で、特にこのごろ、多分に学校をめぐる様々な変化に対応してのことであろうが、教員養成の在り方が問題にされている。

教員免許法が改正されて、1級、2級免許状から、1種、2種、専修免許状に変わったのは平成元年であったが、さらに小・中学校の教員免許については、特別に“介護体験実習”が加えられ、また平成10年6月の改正によって、“免許法”自体の内容にも、教育実習期間の増加とか、教職科目の重視などを通じて、現在の教育現場の問題状況に対応できるような教師の在り方が期待され、教師教育自体にも大きな変革を迫られつつある。

ただ、近代日本の出発点にあつて『学制』が布かれ、初めて“近代学校”の枠組みが出現して以来ほぼ130年、その“学校”の枠組みは基本的にはほとんど変わっていない。授業の形態もそうである。小学校から“授業”は教室中心であり、勉強というのは記憶中心であった。にもかかわらず、学校の現実に見られる人間関係は、校長と一般教諭（管理体制）、教員相互（同僚、学閥など）、教師と生徒、さらには教師と保護者との関係も含めて、かつてのそれとは大きく変容してきた。学校を作つて来た“かたち”はほとんど変わっていないのに、教師と子どもをめぐる状況は大きく変わってきたのである。瀧川一廣氏は、「我が国の公教育はその担った役割を十分に果たした必然的帰結として、その存立基盤を自らの手で掘り崩さざるを得なかった」^{※①}とまでも云う。そして教師は“いじめ”やら“バタフライ・ナイフ”の危機にさらされて、いま、教師の精神的障害、教師の登校拒否状況さえもが取りざたされている。

戦後、それまでの師範学校だけに限定された教員養成から、“開放制”といわれる現在の開かれた教員養成制度に変わったが、教職課程を持っているすべての大学に教員養成の門戸が広げられ、一般大学にも教師養成をゆだねようとした現在の教師養成制度の方向がまちがっていたとは思わない。そしてまた、現実には小学校の教員には教員養成系大学と

いわれる旧師範学校の卒業者が多く、中学校・高校のそれは、その他の大学卒業者が占めているという現状もおおむね妥当なものであったと思われる。国家のための教員養成を標榜した師範学校という狭い枠に縛り付けられていた教員養成から、大きく一般大学での教職課程履修者に門戸を開いた教員養成は根本的には今後も存続されてよいものであると思う。

では、いま、その教員養成のどこが問題となっているのであろうか。かつては“聖職”とされてきた教師の在り方に対して、“労働者としての教師”の意識が問題とされたり、“デモ・シカ教師”とか、“サラリーマン教師”の出現が取りざたされたりもしたが、そうした、教師の意識の変容がいま問題となっているのではない。また、教師になりたいという人達がそれほどに激減して、市場価値としての教職が下落しているわけでもない。今、教職という職種は限られた入口、教員採用試験の厳しい関門に阻まれて、特に、「国語」、「社会科」などの科目担当の教員には容易にはなれないという現実もあるが、教職志望者は景気低迷のこのごろ、多くなっていると見られている。それにもかかわらず、現在、実際に教師になる道は極度に狭められているのである。

その昔は教師というのは比較的優雅な職業であった。村の中で尊敬される立場にあったし、給料は低くても、軽蔑される職ではなかった。また、教えるという仕事自体はそれほど大変な仕事でもなかった。“聖職”であるかどうかは別にして、教え甲斐のある子供たちに囲まれて、その才能の芽を開くことに無上の喜びを感じることのできる、恵まれた職であったとも言える。そのころ、子供たちもよく勉強したと言ってよい。

“教え甲斐がある”とか、“教師名利につきる”という、教育をめぐる神話はもはや現在には通用しなくなった。また“教師”というのはかつてのように“魅力ある職業”とはかなり隔たってしまったのではないだろうか。

戦前の教師養成について見ると、小学校の教員養成にかかわる師範学校の教育については、森有礼文相以来、かなり手厚い配慮がなされてきたのに、中学校、高等女学校その他中等教員の養成については、それが量的に少ないということもあって、臨時教員養成所とか文検などの変則的、臨時的な対応が措置によるものが多く、中間的な性格の中等教育の教員養成をさらに曖昧なものにしてきたとも思われる。

したがって、戦前の教員養成についての研究は、多分に小学校の教師教育、特に師範学校のそれに限られており、中等教育段階の教師養成についてはあまり研究が進んでいない。しかし、閉鎖的な教員養成から開放性といわれる教員養成に変わった戦後の状況のなかで、中等教育段階、中学校、高等学校の教員養成の在り方は微妙に変化して来た。特に、現在問題となっているのは“開かれた”教職課程の上に立った中学校、高校の“教師養成のシステム”ではないだろうか、以下、とりあえず戦前の“中等教員”の養成の問題をめぐって考察したい。

2 明治初期における中等学校

学制によって、中学校は「小学校ヲ経タル生徒ニ普通ノ学科ヲ教フル所ナリ」(第29条)とされ、最初の中学校は南校が第1大学区第1番中学とされて以来、各地に中学校が出来たが、それらはやがて専門学校、高等中学校に変わって行き、中学校としては、各府県に

設置された公立中学校、師範学校併設中学校が本流であって、明治7年には公立中学校は11校、10年に31校、12年107校と増加した。11年の「文部省年報中学校一覧表」には、公立も含めて全国の中学校の70%は1学校1教員であり、教員2名の学校を合わせても216校、全体の90%を占めていたという。女子生徒だけの中学校や外国語学校も、11年には15校あり、女子生徒は7年436、9年1497、12年2748となっている。^{※②}外国語学校というのは、外国語に熟達するのを目的とし、専門学校に進学するもの、あるいは通弁を学ぶものを入学させ、入学資格は年齢14歳以上、小学校卒業以上としていたのであるから一応中学校段階と見てよいであろう。

明治5年の「中学教則略」によれば、中学校は上等、下等に分かれ、それぞれ12級に分けている。下等中学の教科は15、上等中学の教科は20であった。その他に工業学校、商業学校、通弁学校、農業学校、庶民学校があった。明治5年10月には「外国教師ニテ教授スル中学教則」が出されて、1大学区に1中学校を設けることにした。中学校では外国人の教師が手厚く遇されており、外人教師が教授するものを正則中学とし、邦人教師が在来の書によって学業の順序をふまず、洋語を授け、医学を授けるものを変則中学とした。このほかに中学校教師の免状を持つものが私宅において中学の教科を教えるものを中学私塾と呼んでいる。^{※③}お雇い外国人は大学だけではなく、中学校にも多く採用されていたのである。その他の教員では、小学校の教員は男女を問わず、20歳以上で師範学校の免状を有する者としたのに対して、中学校のそれは25歳以上で学士の称号を有する者としている。

近世にあつては、中学の概念は成立していなかったし、「日本に中学と称する学校が現われるのは明治2年からで、中学を呼称する学校はこれ以前には見当たらない」^{※④}と言う現実もあつて、その当初、大学の教育はその基底にあるべきはずの小学、中学の教育とのつながりを無視して行われ、またその後においても教育の目的と論理において大学と小学の教育とは明確に区別されていた。明治14年の「中学校教則大綱」が出されるまでは、中学と大学との間には連絡すらなかった。したがって大学に入ろうとする者は「中学校を中途退学し、あるいは中学には全然入らずに私塾に通って大学の予備門、予科の入学試験勉強をした」と言われる。

明治13年の中学校数は187校（公立137、私立50）、生徒数は1万2,256人（男1万1,867、女389）となっており、前年に比して学校数で597校、生徒数で2万2,773人と激減したが、これは教育令中の中学校の規定を厳格に適用して、約630の私立中学校を各種学校として取り扱ったため、14年には173校（府県立88、町村立70、私立14）、16年には173校（府県立75、町村立91、私立6）、18年には107校（府県立70、町村立34、私立2）となつて、さらに漸減の途をたどった。^{※⑤}この時期の模範的な中学校は官立大阪中学校であった。18年の1校平均教員数は府県立10,8人、町村立6,74人であつて、1校平均生徒数は府県立154,2人、町村立87,91人となっている。中学校はこの時期、いまだ十分な学校規模並びに内容を備えていなかった。

そればかりではない、自由民権運動の高まったころ、各地の知識人は、特に県会など通じて教育の自由を主張し、「12年教育令」の自由主義任地主義を支持し、県の干渉政策を批判する動きが強く、13年の栃木県会では田中正造は医学校廃止を建議し、翌年には県立中学校の廃止論が激しく展開されていた。^{※⑥}それは経費とともに教育の自治の問題に関してであつた。

また、江戸時代から女学校の名称はあったが、それは女子の通学する学校の意味で、女子に中等教育を施す学校ではなかった。明治時代になっても漠然とした女学校の概念は変わらず、明治5年の学制では、中学校以上において女子のための学校をどのように取扱うか、何の方針も示されていない。女子中等教育機関として位置づけられるようになったのは小学校を終了した女子が次第に多くなった明治10年代以降のことである。

まだ女子中等教育が充実していなかった時期に女子中等教育に先鞭をつけたのは私立のキリスト教主義の女学校であった。明治3年にプロテスタント系のミッションスクールA六番女学校（カロザーヌ夫人）が築地に、ミス・キダーの学校（現フェリス女学院）が横浜に創立されたのがその初めであった。4年に宣教師バラによって創立されたアメリカン・ミッションホーム（横浜共立学園）6年にB六番女学校（タムソン夫人、現女子学院）、9年桜井ちかが日本人によるキリスト教系の学校、桜井女学校、11年、湯島に立教女学校（若山儀一、プランシェー夫人）、17年、東洋英和女学校（スペンサー夫人）などがキリスト教主義の女学校として創立されている。ブリテン女学校、長崎の梅香崎女学校、活水女学校、大阪の梅花女学校、大阪から京都に移った照暗女学校、京都の同志社女学校などが明治12年から13年ごろまでに創設されたが、これらの女学校の多くは英米婦人による英語教育を通じて、キリスト教に基盤をおいた欧米の新しい人間観や社会観を若い女性に培おうとするものであった。この他に8年に跡見花溪が開いた跡見女学校（神田猿樂町）は婦人の伝統的教養を目標とし、和歌、書道、絵画などを授ける学校であった。一般に発足当初の女学校は規模が小さく、個人の住宅などを校舎に充てたものが多く、私塾的な形態が普通であった。

女学校の端緒は東京女学校の前身東京官立女学校であるが、その入学の年齢は8歳から15歳までとされ、女学校とはいいながら、中等教育機関の位置づけはまだ明確ではなかった。5年2月に開校し、11月に竹平町の新校舎に移って東京女学校と改称しているが、6年の文部省第1年報によると、生徒数合計38人で、修業年限は1年であったが、学科内容は相当に程度の高いものであった。8歳からの入学としていても、初等教育とは区別され、その上にある女子の学校であったが、8年に教則を改めて、入学資格を小学校卒業の女子で年齢14歳以上17歳以下の者としている。当時の制度では中学校からただちに大学に入学出来たので、東京女学校の卒業者は大学入学者と同等の学力を備えたものとされ、その教科には、「女子ヲシテ外国人ト語ヲ通シ、博学明識ノモノト相交リ見聞ヲ広大ナラシムルヲ要スルナリ」としていた。この官立東京女学校はやがて明治10年2月に廃校されるが、東京女学校が「女子学校の模範」とする意図のもとに開設され、わが国の女子中等教育を推進する気運を開いたことは確かである。

東京女子師範学校付属高等女学校は11年8月「優良ナル婦女ヲ養成スル」ため、文部省の認可を得て成立し、下等、上等の2等に分け、下等女学科は修身、読書、作文、習字、算術、地理、本邦歴史、博物、物理、図画、裁縫、礼節および音楽、体操を授け、上等女学科は、そのほかに、化学、家政、育児を教えていた。修業年限は下等を3年、上等を2年とし、併せて5年である。この高等女学校に入学する者は品行方正、体質健康であって、小学科6年の課程終了以上の学力がある者とした。家庭における婦人の生活を基礎として、高等普通教育を授けようとしたもので、付属高等女学校が創立されると、政府は東京女学校を廃校として、その生徒を東京女子師範学校に移し、英学科、別科、予科等に収容した

が、12年3月限りで廃止された。13年7月予科を再興したが、これも2年後には廃止し、この女子師範付属高等女学校を新設したのである。この後、女子の中等学校に高等女学校の名称を用いることとした。

これ以後、中学校には女子の入学が認められず、女子の中等教育は女学校だけで行なわれるとともに、儒教主義的理念が導入され、女子中等教育に対する施策は大きく転換する。15年3月、文部省から各府県あての女子中等教育についての通牒では「英語、代数、三角法、経済、本邦法令等ヲ省キ、修身、和漢文、習字、図画等ノ教課ヲ課シ、又別ニ裁縫、家事経済、女札、音楽等ヲ加ヘ、専ラ中人以上ノ女子ニ順良適実ノ教育ヲ授クル」ことを指示したが、女子中等教育を中流以上の社会における女子のための教育として性格づけ、貞淑温和な婦徳の育成を中心とした教育内容を授けるように配慮されるようになった。

府県立の女学校の中で著名な京都府の女学校は、明治5年4月京都新英学校京都女紅場として設けられ、英人女教師によって英語のほか裁縫手芸等を授けた。7年に、新英女学校と改称し、算術、習字をも授け、9年には京都女学校と改称し、和漢学をも教授した。15年には京都府女学校と改称して、「温順貞静」の婦徳の涵養を指導理念とし、普通科、師範科、手芸科の3科をもった。県立の女学校としては栃木女学校が最も早く、8年に創立されたが、10年には栃木模範女学校と改称し、14年には栃木県第1中学校女子部と改称した。^{※⑧}私立はまだ高等女学校としては認められていなかったため、文部省年報によると、15年には全国の公立女学校が5校、生徒数は286人、18年には公立8校、生徒数504人であった。

3 学制・教育令での教員養成

これらの中学校段階の学校の教師の供給はどのようになっていたのであろうか。明治5年4月22日 文部省は学制発布に先だって小学教師教導場建立の伺いを正院に提出したが、このなかで従来の教育の欠点、特に小学校教員に予定されようとした寺子屋師匠は、「大概流落無頼ノ禿人自ラ糊スル不能ルモノニシテ、素ヨリ教育ノ何物タルヲ不弁、其筆算師ト称シ書読師ト称スルモ、纔ニ其一端ニ止ルノミ、……之ヲ習フトイヘトモ以テ普ク物理ヲ知ルニ不足其不学ルモノト相去ル不遠」^{※⑨}と強く批判し、新しい教育制度の実施には是非とも小学教師の養成機関を設立することが必要であるとして、「小学ノ教員ヲ植成シ、順次四方ニ派出セシメ、益以テ之ヲ増植シ、務テ小学校教員ヲ完済セシメンヲ欲ス、是当今著手第一ノ急務トス」と述べ、「速ニ師表学校ヲ興スヘキ事」としていた。

5年5月10日 3正院の許可を得て、「東京ニ師範学校ヲ開キ規則ヲ定メ生徒ヲ募集ス」る件の布達を出し、わが国最初の師範学校を設置している。

1、外国人1人ヲ雇ヒ之ヲ教師トスル事 1、生徒24人ヲ入レ之ヲ師範学校生徒トスル事 1、別ニ生徒90人ヲ入レ之ヲ師範学校附小学生徒トスル事 1、教師24人ノ生徒ニ教授スルハ一切外国小学ノ規則ヲ以テスル事 1、生徒ハ都テ官費タルヘキ事 1、生徒入校成業ノ上ハ他途ヨリ出身スルヲ要セス小学幼年ノ生徒ヲ教導スルヲ以テ事業トスヘシ。

1、成業ノ上ハ免許ヲ与フ速ニ之ヲ採用シ四方ニ分派シテ小学生徒ノ教師トスヘキコト」^{※⑩}

その規則に従って、4年8月に来日して大学南校の教師であった米国人スコットを教師として招聘し、アメリカにならって師範学校の教育を始めることとなった。

明治5年の学制には小学教員は年齢20歳以上で師範学校卒業免状あるいは中学免状を有するものとしていたが、これもあくまで目標を示すものであり、また中学校教員は年齢25歳以上で大学免状を有するものと規定されていたが、これも数年のうちに実施できるものとした。5年8月師範学校では入学試験により合格者54人の入学を許可し、9月から授業を開始した。明治6年8月18日に大阪および宮城の官立師範学校、さらに7年2月19日には愛知、広島、長崎、新潟に官立師範学校が新設された。ここに東京師範学校を中心として全国各大学区に7校の官立師範学校が設置され、各府県に開設されてきた教員養成機関に対して指導的教員を供給することとなった。これら官立師範学校は修業年限を2年とし、入学生徒定員を各100人（新潟のみ40人）とした。修業年限2年を原則としたが、実際には課程修了の進級試験制度によって短期間で卒業する者も多かったという。

明治7年1月4日、文部少輔田中不二麿は学監モルレーの意見を入れ、「独り女子ノ教育ニ於ル因襲ノ久シキ……女子師範学校ヲ設クルヲ以テ一大要務トス……東京府下ニ一箇ノ女子師範学校ヲ設ケ結果ヲ他日ニ期スヘク」との伺を大政官に提出した。この伺は同月20日に許可され、3月13日文部省布達により、女子師範学校が設立された。8年8月 教則を定め、14歳以上20歳以下の女子を試験によって71人を入学させ、同年11月開校式をあげた。

学制施行後、7年7月20歳以上の者に全科の試験を行ない、学力に応じて第1等、第2等、第3等の免許状を与えることとし（文部省布達21号）、これを3年限りの証書とした。これが教員資格検定制度の最初である。各府県においては焦眉の急に応ずるため、種々の方法を講じて小学校教員の速成に努めたが、設立当時の府県における教員養成機関はその名称、修業年限、教育内容をそれぞれ異にしており、小学校教員伝習所、小学講習所、師範講習所、伝習学校、養成所、養成学校、師範研習学校などの様々な名称で呼ばれていた。修業年限は6か月が多く、2、3か月から1年の範囲で、多くは現職教員に対して小学校の教則および授業法についての再教育を行なうものであった。

明治8年8月13日、東京師範学校には中学師範学科が設置され、9年4月から生徒を入学させたが、これは中学校の教員養成を目的とし、中等学校教員養成の端緒であった。学制では中学校の教員は大学免状を得た者をもって充当することとしていたが、学制に基づく大学がなお存在しなかったため、師範学校に中学師範学科を設置することとしたのである。中学師範学科の修業年限は小学師範学科と同じく2年^{※⑩}。

学制頒布の結果、まず第一に入用なのは教員なので、「文部省では明治6年から7年にかけて、7ヶ所に師範学校を設立したが、そのなかの新潟師範学校へは小杉恒太郎、名古屋へは吉川泰次郎、広島へは久保田譲氏等いずれも慶応義塾の出身者で、これが創立の任に当たった。」と言われ、それ以外にも福沢門下で文部省もしくは大学に就職したのは「小幡篤次郎、小幡甚三郎、阿部泰蔵、小泉信吉、永田健助、肥田照治、秋山恒太郎、浜尾新、九鬼隆一……」などを中博士、小博士として出仕せしめ、今の文理科大学及び高等師範学校の前身たる中等師範学校には小幡篤次郎、藤野善蔵、高峰秀夫、後藤牧太、那珂通世、三宅米吉、須田辰次……」というのは慶応義塾出身者の教育界に対する進出を物語るものであり、「当時文部省の首脳者たる田中不二麿氏のごとき、あるいは久鬼隆一男のごとき、常に福沢先生にいろいろ相談して文部行政に当たっていた」^{※⑪}といわれている。

官立師範学校生徒入学心得によれば、生徒の年齢は20歳以上35歳以下とし、学資は官給

で卒業後「他途ニ出身スルヲ許サス」とし「奉事ノ年限」（服務義務年限）を定めていた。官立師範学校卒業生を地方に派遣することによって各府県における教員養成機関を指導する計画は緒についたばかりであったが、まもなく財政事情などによって官立師範学校はしだいに廃止され、9年における官立師範学校の概況を見ると、教員数は7人ないし15人、生徒数は89人から148人、卒業生数は22人から65人という規模であった。10年2月19日、愛知、広島、新潟の各師範学校、さらに11年2月、大阪、長崎、宮城の各師範学校をそれぞれ廃止し、官立師範学校としては東京師範学校および女子師範学校を残すだけとなった^{※9}。

明治9年ごろからようやく各府県の教員養成機関も整備され、師範学校と改称して、修業年限を延長し、正規の教員養成に着手することになる。女子師範学校も、8年には石川県に女子師範学校が創設され、9年には岡山、富山、石川第二、10年には愛媛、石川第三など府県に女子師範学校が設置されるようになった。また、石川県の啓明学校は10年7月中等師範学校と改称したが、これは地方における唯一の中等学校教員養成機関であった。

12年の教育令では「各府県ニ於テハ便宜ニ随ヒテ公立師範学校ヲ設置スベシ」と規定され、教員の資格として「教員ハ男女ノ別ナク年齢18年以上タルヘシ」と定め、特に小学校教員については「公立小学校教員ハ師範学校ノ卒業証書ヲ得タルモノトス但シ師範学校ノ卒業証書ヲ得スト雖モ教員ニ相応セル学力ヲ有スルモノハ教員タルモ妨ケナシ」と規定し、13年の改正教育令ではこれを「各府県ハ小学校教員ヲ養成センガタメニ師範学校ヲ設置スベシ」と改正し、これによつて師範学校は府県に必置すべきものと定められた。教員資格として「品行不正ナルモノハ教員タルコトヲ得ス」という規定を加える一方、また「本文師範学校ノ卒業証書ヲ有セスト雖モ府知事県令ヨリ教員免許状ヲ得タルモノハ其府県ニ於テ教員タルモ妨ケナシ」とスル改定を行った^{※9}。この規定に基づいて、14年1月31日「小学校教員免許状授与方心得」を定め、小学校教員の検定について規定したが、学力の検定によって初等、中等もしくは高等の小学科の免許状を授与し、有効期限を5年とすることを定めた。同年7月8日この規則を改正し、正規の免許状を有する者を訓導、一部教科に関する免許状を有する者を準訓導とし、ほかに授業生を置くことを規定した。さらに「碩学老儒等ノ徳望アリテ修身科ノ教授ヲ善クスル者」、「農業工業商業等ノ學術ニ長スル者」については学力検定を要せず訓導となしうることにし、逆に品行不正によって其職を解雇し、免許状を没収することも規定した。

品行規定に基づいて14年6月18日「小学校教員心得」が頒布され、文部卿福岡孝悌は小学校教員の資質とそのあり方について、「小学校教員ノ良否ハ普通教育ノ弛張ニ関シ普通教育ノ弛張ハ国家ノ隆替ニ係ル其任タル重且大ナリトイウヘシ今ソレ小学校教員其人ヲ得テ普通教育ノ目的ヲ達シ人々ヲシテ身ヲ修メ業ニ就カシムルアラソノ何ニ由テカ尊王愛国ノ士氣ヲ振起シ風俗ヲシテ淳風ナラシメ民生ヲシテ富厚ナラシメ以テ国家ノ安寧福祉ヲ増進スルヲ得ノヤ」とし、「教員タル者ハ殊ニ道德教育ニ意ヲ用ヒ……凡テ人倫ノ大道ニ通曉セシメ且常ニ己カ身ヲ以テ之カ模範トナリ生徒ヲシテ徳性ニ薫染シ善行ニ感化セシメノコトヲ務ムヘシ」^{※9}として、小学校教員の心得べき事項を指示し、7月21日「学校教員品行検定規則」を定めて、品行不正の者、すなわち懲役もしくは禁獄もしくは鎖鎖の刑を受けた者、身代限の処分を受け、未だ弁償の義務を終えない者、荒凶暴激等総て教員としての面目に関する汚行ある者などは教員の職につかせず、現職者の場合は免職させるものと規定した。これは当時高まって来た自由民権運動に教員が深くかかわり、その主体的な

活動力になっていたことに対して政府が採った措置であった。

明治14年6月15日「府県立町村立学校職員名称並びに准官等に関する規定」を設け、校長、教諭、助教諭、訓導の等位および准官等を定めた。16年5月26日には官吏懲戒例、行政官吏服務規律を府県立町村立学校校長教員などにも適用すると定めた。これらの措置は公立学校職員を一般官吏に準ずる官吏待遇者として認め、それなりに厚遇しようとしたものである。

8月19日「師範学校教則大綱」が定められ、各府県の師範学校の教則がこれによって統一されることとなった。「師範学校教則大綱」では、師範学校は初等師範学科、中等師範学科、高等師範学科に分かれ、修業年限はそれぞれ1年、2年半、4年に。高等師範学科は小学各等科の教員、中等師範学科は小学中等科および初等科教員、初等師範学科は小学初等科の教員を養成するものと定めている。初等師範学科の学科目は修身、読書、習字、算術、地理、物理、教育学、学校管理法、実地授業および唱歌、体操とし、中等師範学科はその他に歴史、図画、生理、博物、化学、幾何、簿記を加え、高等師範学科はさらに代数、経済、本邦法令、心理を加えた。入学資格は年齢17歳以上、小学中等科卒業以上の学力ある者と規定し、卒業証書の有効期間を7年とし、その後は学力試験と品行等の検定の上、合格者に証書を与え高等または中等師範学科の卒業証書を有する者で7年以上勤務し、学力優等、授業練熟、品行端正な者には試験を行わずに終身有効の証書を与えることとした。明治16年7月6日「府県立師範学校通則」が定められた。府県立師範学校は忠孝彝倫の道の本とし、管内の小学校教員たるべきものを養成する所であったが、管内の学齡人員に対する入学生徒の割合を1,000人ないし1,500人につき1人とし、教員中に少なくとも3人は中学師範学科または大学の卒業証書を有する者を任用すべきものとした。

17年8月13日には「中学校師範学校教員免許規程」(文部省達第8号)を定め、ここで中学師範学科および大学の卒業生以外に中等学校の教員を志望する者については、検定によって免許状を授与することとした。各学科毎に授業法をあわせて学力の検定をするほか、品行についても検定し、多年教職に従事した者などで各学科教授の任に適する者については無試験検定によって免許状を授与することとした。この規定に基づいて、18年3月より中等学校教員の学力検定試験を実施するようになった。いわゆる文検である。18年12月7日その規程を改正し、中学師範学科および大学の卒業生の場合も検定によって免許状を授与することとし、その検定方法は無試験検定としたのである^{※9}。

4 学校令・師範学校令による教員養成

明治19年4月10日「師範学校令」が公布されて、中学校、帝国大学とは全く別個に独立した教員養成のための師範学校制度が確立された。師範学校令はその第1条に「師範学校ハ教員トナルヘキモノヲ養成スル所トス但生徒ヲシテ順良信愛威重ノ資質ヲ備ヘシムルコトニ注目スヘキモノトス」と規走し、高等、尋常の2つに分け、高等師範学校は文部大臣の管理に属して東京に設置し、尋常師範学校は府県に各1か所設置して、地方税でその経費を支弁するものとした。また尋常師範学校の卒業生は公立小学校校長および教員に任ずべきもの、高等師範学校の卒業生は尋常師範学校の校長および教員に任ずべきものと定めた。

師範学校令に続いて、19年5月「尋常師範学校ノ学科及其程度」、同月28日生徒募集規

則および卒業生服務規則，21年8月「尋常師範学校設備準則」を定めた。高等師範学校については19年10月14日「高等師範学校ノ学科及其程度」「高等師範学校生徒募集規則」および「高等師範学校卒業生服務規則」を定めた。尋常師範学校の入学資格は高等小学校卒業以上の学力を有し，年齢17年以上20年以下の者，修業年限は4年とした。高等師範学校には男子師範学科と女子師範学科とを置き，男子師範学科の入学資格は尋常師範学校を卒業した者とし，その修業年限を3年と定め，女子師範学科は尋常師範学校第2年修了者を入学させて，修業年限を4年とした。明治19年の師範学校令以後，東京師範学校は高等師範学校となり，専ら中等学校教員の養成を行なう学校となった。そして，23年には女子部を独立させ，女子高等師範学校とした。

25年7月11日には，「尋常師範学校ノ学科及其程度」，その他の関係法令が改定され，尋常師範学校設備規則を制定した。また簡易科の設置に伴って，同日尋常師範学校簡易科規定を定め，就学児童の増加に伴う教員の不足を補うものとした。小学校教員講習科が26年に設置されると，これによって教員資格を者が年々増加し，30年には本科生を上回るまでになった。

27年4月6日高等師範学校規程が制定され，従来の理化学科，博物学科，文学科とする学科区分を改めて文科，理科とし，さらに中等学校教員の養成を拡充するため研究科，専修科，選科を設けた。同年10月2日女子高等師範学校規程を制定し，尋常師範学校女子部の課程と比較して一層精深な程度の教授を行なう学校とした。これらの規定によって高等師範学校および女子高等師範学校の制度上の基礎は確立する。

29年尋常中学校，高等女学校教員免許規則が制定されて，教員免許は検定合格者に授与することを原則とし，教員養成を目的とする学校についてはその学校長の上申によって免許状を授与するものとした。（以上はこの時期の教員養成に関する改正点の要約である。）

5 師範教育令以後の教師教育の拡充

明治30年10月9日師範学校令を廃して，師範教育令（勅令第346号）「師範学校生徒定員」（勅令第347号）が公布された。この師範教育令によって師範教育は高等師範学校，女子高等師範学校および師範学校で行い，高等師範学校および女子高等師範学校は東京に，師範学校は北海道および各府県に各1校もしくは数校を設置することと改めた。また「師範学校生徒定員」は明治19年以来の師範学校の定員を就学率の上昇に従って修正するもので，正教員の需要に応えるために行なわれたこの措置により，師範学校は急速に拡張されることとなった。

27年2月「高等師範学校に入学する者の資格」が改正（文部省令第2号）され，高等師範，女子高等師範に中学校，高等女学校からも進学できるようになった結果，高師，女高師に師範卒業者が占める割合はそれぞれ10%，数%にしか過ぎなくなった。ただし，この段階で，中等教員のほとんどが高等師範学校で養成されたかというところ全くそうでない。中学校，高等女学校の進学率は明治30年代大きく上昇し，教員の需要も高まったが，全教員のうち高等師範卒業生の占める割合はほぼ1割に過ぎず，明治37年でも8.03%（35年3月広島高等師範学校，41年に，奈良女子高等師範学校が新設されたが，卒業生はまだ出ていない）^{※9}に過ぎなかった。

また、帝大卒業生で教職に従事する者は、文科の60.1%、理科の48.4%を占めていた。ラフカヂオハーンが島根県松江尋常中学校に赴任したのは明治23年、帝大出の夏目漱石が伊予尋常中学校に赴任するのは27年であった。他の教員は、物理学校、美術学校、音楽学校、などが専科教員を占めていた。また、私立の専門学校は特に文科系の場合、中等教員試験で無試験検定の特典を得ることは念願であり、32年にいたってようやくその特典が認められ、東京専門学校、哲学館、国学院が、33年、青山学院、慶応義塾が、そして、38年までに京都府立1高、女子英学塾（津田塾）がその指定を受けている^{※9}。

義務教育年限延長の延長に伴って、師範学校教育の一層の拡張と充実が求められたため、明治40年4月17日「師範学校規程」が公布された。師範学校には本科と予備科を置き、本科を分けて第1部、第2部とし、修業年限は予備科は1年、本科第1部は4年、本科第2部は男生徒1年、女生徒2年（4年制高等女学校卒業生）または1年（5年制高等女学校卒業生）とした。予備科は修業年限2年の高等小学校卒業生を入学させ、本科第1部は予備科修了者または修業年限3年の高等小学校卒業生を入学させることとした。この規程により、本科第2部が創設されたことの意味は制度上きわめて重要である。本科第2部は中等学校卒業生を入学させることによって師範教育を中等学校と連絡させ、後年専門学校に昇格する基礎をつくったからである。

このように師範学校、中学校、高等女学校の拡充に伴い、中等教員の養成と検定の方策は整備、拡大され、また、44年4月7日の高等師範学校規程中改正によって、高等師範学校に専攻科を置くことができると定めたが専攻科はやがて文理科大学設置の母体となった^{※9}。

6 臨時教員養成所と文検

文検（文部省師範学校中学校高等女学校教員検定試験）は明治18年に始まって、昭和18年まで、通算78回施行され、戦前日本の教員資格試験のなかで、最も大規模な、そして、長期にわたって施行された試験であった^{※9}が、特にその制度が効力を発揮したのは、明治33年「教員免許令」（勅令134号）が制定されて以後である。また、6月、「教員検定ニ関スル規定」（文部省令10号）によってその内容が整備されたが、37年では教員の30.4%が試験検定による教員であった。国語漢文、歴史、数学は、特に文検志願者が多く、中等教員全体のなかでも文検出の教員が多くなった。

また、実業学校の整備とともに、明治27年6月に「実業教育費国庫補助法」に基づいて工業教員養成所が創設され、徒弟学校および工業補習学校の教員を養成することとなり、32年3月3日実業学校教員養成規程が出されて、東京帝国大学農科大学附属農業教員養成所、東京高等商業学校付設商業教員養成所、東京高等工業学校附設工業教員養成所が設置された。

明治35年3月28日、臨時教員養成所官制が公布されて、帝国大学及び直轄学校において「師範学校、中学校及び高等女学校ノ教員タルベキ者ヲ養成スル」ための臨時の措置を發足させた。翌日、「臨時教員養成所規定」を定めたが、臨時教員養成所は修業年限2年とし、国語漢文科、英語科、数学科、博物科、物理化学科の1学科もしくは複数の学科を置く制度であり、当初臨時教員養成所は次の5か所に設置された。

第1（東京帝国大学）国語漢文科、博物科 第2（第1高等学校）物理化学科 第3

(第2高等学校)英語科 第4(第3高等学校)数学科 第5(東京外国語学校)英語科である。

39年4月2日東京女子高等師範学校に第6臨時教員養成所(英語科)が設置されたが、第1、第4、第5臨時教員養成所は廃止となり、第6臨時教員養成所のほかはすべて廃止に向かうことになった。40年9月21日公立私立実業学校教員資格に関する規程を制定し、実業学校、実業補習学校のそれぞれ教員たることをうる者の資格について規定し、同時に告示によって実業学校の教員たることをうる者の指定を行なった^{※9}。

以上の中等教員養成の実態を見ると、特に明治30年以降急増する中学校、高等女学校に対して高等師範学校卒業者のみでは間に合わず、無試験検定の特典を得た専門学校と臨時教員養成所を最大の供給源としており、さらに文検という装置を最大限に利用した。そのシステムは必ずしも閉鎖的ではなく、むしろ開放性とされる現在の教員養成制度よりも緩い側面を持ち、臨機応変的な措置によって、中等教育に自由度が保持されたことは評価してよいことであろう。

- ※① 瀧川一廣『家庭のなかの子ども学校のなかの子ども』岩波書店
- ※② 文部省『学制百年史』帝国地方行政学会
- ※③ 「明治以降教育制度発達史」第1巻334
- ※④ 新谷恭明『尋常中学校の成立』九州大学出版会
- ※⑤ 「明治以降教育制度発達史」第1巻334
- ※⑥ 鈴木博雄『日本近代教育史の研究』振学出版
- ※⑦ 「明治以降教育制度発達史」第1巻560
- ※⑧ 「明治以降教育制度発達史」第1巻777
- ※⑨ 「明治以降教育制度発達史」第1巻778
- ※⑩ 「明治以降教育制度発達史」第1巻804
- ※⑪ 国民教育奨励会編『教育五十年史』
- ※⑫ 文部省『学制百年史』帝国地方行政学会
- ※⑬ 「明治以降教育制度発達史」第2巻
- ※⑭ 「明治以降教育制度発達史」第2巻
- ※⑮ 「明治以降教育制度発達史」第2巻
- ※⑯ 「明治以降教育制度発達史」第3巻660
- ※⑰ 国立教育研究所『日本近代百年史』4 学校教育 教育研究振興会
- ※⑱ 国立教育研究所『日本近代百年史』4 学校教育 教育研究振興会
- ※⑲ 寺崎昌男「文検」研究会『文検の研究』学文社
- ※⑳ 国立教育研究所『日本近代百年史』4 学校教育 教育研究振興会